



税理士 山本 善通 氏

Question

源泉徴収

当組合は、源泉税の納付は納期の特例適用を受け、年2回（1月と7月）の納付となっています。

今月、組合研修会の講師へ謝礼を支払い、源泉徴収した金額は、次回の源泉税の納付日でよろしいでしょうか？

Answer

【概要】

源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなりません。

しかし、給与の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があります。

これを納期の特例といいます。

この特例の対象となるのは、給与や退職金から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税と、税理士、弁護士、司法書士などの一定の報酬から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税に限られています。

この特例を受けていると、その年の1月から6月までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は7月10日、7月から12月までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は翌年1月20日が、それぞれ納付期限となります。

この特例を受けるためには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」（以下「納期の特例の申請書」といいます。）を提出することが必要です。

納期の特例の適用を受けるための申請書は、いつでも提出することができます。ただし、納期の特例の対象は、次に掲げるものに限られます（所法216）。

- (1) 給与等及び退職手当等（非居住者に支払ったこれらのものを含みます。）について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税
- (2) 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士等に支払った所得税法第204条第1項第2号に掲げる報酬・料金について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税

〈講演料について〉

上記に記載の通り、講演料は所得税法第204条第1項第1号に該当し、納期の特例の適用は受けられません。

したがって、講演料を支払った翌月の10日が納期限となります。

【留意点】

納期限を1日でも遅れると、不納付加算税（10%）が課されるので留意して下さい。ただし、自主的に納付した場合は5%となります。

また、下記のすべての要件に該当する場合は、課されない場合があります。（事務運営指針より）

- ① 源泉徴収による国税にかかる不納付加算税であること
- ② 調査があったことで納税の告知があることを予知して納付されたものでないこと
- ③ 法定納期限から1ヶ月以内に納付されていること
- ④ その納付前1年間、法定納期限後に納付されたことがないこと